



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則		
*34 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則	(監察査察課) 1
*35 和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部改正	(商工振興課) 1
*36 和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部改正	(労働政策課) 2
○ 人事委員会規則		
*16 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	 6
○ 教育委員会規則		
*11 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則	 7
○ 公安委員会規則		
*3 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則	 7
*4 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則	 8
○ 告示		
366 包括外部監査契約の締結	(財政課) 8
○ 訓令		
*9 和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令	(税務課) 9

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則（平成19年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第1項」を「第67条の11第1項」に改める。

別表中「和歌山県道路公社」を削り、「財団法人和歌山県文化財センター」を「公益財団法人和歌山県文化財センター」に、「財団法人和歌山県暴力団追放県民センター」を「公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター」に、「財団法人和歌山県水上安全協会」を「公益財団法人和歌山県水上安全協会」に、「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を次のように改正する。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（平成12年和歌山県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び別記第1号様式から別記第12号様式までの規定中「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第36号

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の一部を改正する規則

和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則（昭和54年和歌山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改め、「死亡した場合における」の次に「訓練生の援護のための」を加える。

第2条を次のように改める。

（支給の範囲）

第2条 災害見舞金は、訓練生が職業訓練上又は通校途上（訓練生が職業訓練を受けるため、住居と公共職業能力開発施設との間を、合理的な経路及び方法により往復する過程（途中で往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合（その逸脱又は中断が日用品の購入等日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合を除く。）は、これらの行為以後の過程を除く。）をいう。以下同じ。）において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に支給する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、災害見舞金の一部又は全部を支給しないものとする。

- (1) 訓練生が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせた場合
- (2) 訓練生が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合

第4条第1項中「災害見舞金（）」の次に「打切見舞金及び」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 打切見舞金は、職業訓練上において負傷し、又は疾病にかかった訓練生に対して支給する。

第5条ただし書中「療養の開始3年」を「療養開始後3年（療養を中断した期間を除く。以下同じ。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、療養見舞金の支給対象となる災害が公共職業能力開発施設の過失等に起因する場合その他の事由により訓練生への継続した援護の必要があると認める場合には、その療養開始後3年を経過した場合であっても療養見舞金を支給することができる。

第6条第1項第1号中「オに掲げる」を「エまでに掲げる」に改め、同号エを次のように改める。

エ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第80条の給付金

第6条第1項第1号オを削り、同項第2号中「エに掲げる」を「ウまでに掲げる」に改め、同号イを削り、同号ウ中「国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第183号）」を「国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「、イ、及びウ」を「及びイ」に改め、同号エを同号ウとし、同条第2項中「のAからエまで」を「Aからウまで」に改める。

第7条中「なおった後」を「治癒又は症状が固定した状態にあり、治癒の必要がなくなったとき」に改める。

第8条中「なおらない」を「治癒又は症状が固定した状態にあり、治癒の必要がなくなった」に改める。

第10条を次のように改める。

(災害見舞金の額)

第10条 療養見舞金の支給額は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項各号に掲げる療養（同項第4号、第5号又は第6号に掲げる療養については、知事がやむを得ないと認めるものに限る。）に要する費用につき、同条第3項の規定により支給される療養の費用の額（同項の規定による療養の費用が支給されない場合にあつては、現に要した費用の額の範囲内で知事が必要と認める額）で、医療機関等からの請求により訓練生及びその家族が支払った額を限度とする。

第11条第2項中「の算定の基礎となる額は、3,210円」を「については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第9条第1項第5号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）」に、「が3,210円」を「が自動変更対象額」に改め、同項第3号中「第1号及び第2号」を「前2号に規定する者」に改める。

第12条第5項を次のように改める。

5 打切見舞金の支給日数は、療養開始後3年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、別表に定める身体障害に対応する等級の日数とし、その等級の適用に当たっては、前条第2項及び第3項の規定によるものとする。ただし、療養開始後3年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、他覚症状が存する場合その他身体に別表の第14級に満たない身体障害が存する場合は、別表の第14級の支給日数とする。

第13条第2項中「（昭和33年法律第192号）」の次に「、労働者災害補償保険法」を加える。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第7条、第12条関係）

身体障害等級表

等級	支給日数	身体障害
第1級	1,340日	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢を肘関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢を膝関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1,190日	1 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの 3 両上肢を腕関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1,050日	1 1眼が失明し他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 5 10指を失ったもの
第4級	920日	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳を全く聾したもの

		<ul style="list-style-type: none"> 4 1上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 10指の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	790日	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し特に軽易な労務の外服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し特に軽易な労務の外服することができないもの 2 1上肢を腕関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの 5 1下肢の用を全廃したもの 6 10趾を失ったもの
第6級	670日	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1耳を全く聾し他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの 4 脊柱に著しい畸形又は運動障害を残すもの 5 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1手の5指又は拇指を併せ4指を失ったもの
第7級	560日	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1耳を全く聾し他耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し軽易な労務の外服することができないもの 6 1手の拇指を併せ3指又は拇指以外の4指を失ったもの 7 1手の5指又は拇指を併せ4指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し著しい障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し著しい障害を残すもの 11 10趾の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの
第8級	450日	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の拇指を併せ2指又は拇指以外の3指を失ったもの 4 1手の拇指を併せ3指又は拇指以外の4指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に仮関節を残すもの 9 1下肢に仮関節を残すもの 10 1足の5趾を失ったもの
第9級	350日	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの

		<p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になったもの</p> <p>6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>7 1耳を全く聾したもの</p> <p>7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>8 1手の拇指又は拇指以外の2指を失ったもの</p> <p>9 1手の拇指を併せ2指又は拇指以外の3指の用を廃したのもの</p> <p>10 1足の第1趾を併せ2趾以上を失ったもの</p> <p>11 1足の5趾の用を廃したのもの</p> <p>11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>12 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	270日	<p>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</p> <p>1の2 正面視で複視を残すもの</p> <p>2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では尋常の話し声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 削除</p> <p>6 1手の拇指又は拇指以外の2指の用を廃したのもの</p> <p>7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>8 1足の第1趾又は他の4趾を失ったもの</p> <p>9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	200日	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼の眼瞼に著しい欠損を残すもの</p> <p>3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では尋常の話し声を解することができない程度になったもの</p> <p>5 脊柱に畸形を残すもの</p> <p>6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの</p> <p>7 削除</p> <p>8 1足の第1趾を併せ2趾以上の用を廃したのもの</p> <p>9 胸腹部臓器の機能に障害を残し労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	140日	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼の眼瞼に著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの</p> <p>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい畸形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に畸形を残すもの</p> <p>8の2 1手の小指を失ったもの</p> <p>9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したのもの</p> <p>10 1足の第2趾を失ったもの、第2趾を併せ2趾を失ったもの又は第3趾以下の3趾を失ったもの</p>

		11 1足の第1趾又は他の4趾の用を廃したものの 12 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 削除 14 外貌に醜状を残すもの
第13級	90日	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したものの 5 1手の拇指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3趾以下の1趾又は2趾を失ったもの 10 1足の第2趾の用を廃したものの、第2趾を併せ2趾の用を廃したものの又は第3趾以下の3趾の用を廃したものの
第14級	50日	1 1眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛禿を残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 4 下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの 5 削除 6 1手の拇指以外の指骨の一部を失ったもの 7 1手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3趾以下の1趾又は2趾の用を廃したものの 9 局部に神経症状を残すもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の和歌山県職業訓練生災害見舞金支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に支給事由の生じた災害見舞金について適用し、同日前に支給事由の生じたものについては、なお従前の例による。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第16号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に、「財団法人和歌山県文化財センター」を「公益財団法人和歌山県文化財セ

ンター」に、「社団法人和歌山県病院協会」を「社団法人和歌山県病院協会」に改め、同表に備考として「社団法人和歌山県体育協会」

次のように加える。

備考 この表に掲げる法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人への移行又は第45条の規定による一般社団法人若しくは一般財団法人への移行により同法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記がされているものについては、当該登記をしたときから当該移行後の法人としてこの表を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第11号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第1項」を「第67条の11第1項」に改める。

別表中「和歌山県道路公社」を削り、「財団法人和歌山県文化財センター」を「公益財団法人和歌山県文化財センター」に、「財団法人和歌山県暴力団追放県民センター」を「公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター」に、「財団法人和歌山県水上安全協会」を「公益財団法人和歌山県水上安全協会」に、「財団法人わかやま産業振興財団」を「公益財団法人わかやま産業振興財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2和歌山県白浜警察署の項中

白浜空港警備派出所	西牟婁郡白浜町
湯崎警察官連絡所	西牟婁郡白浜町

を

白浜空港警備派出所	西牟婁郡白浜町
-----------	---------

 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埜 嗣

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「706人」を「705人」に、「942人」を「941人」に、「1,438人」を「1,439人」に、「1,527人」を「1,528人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第366号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成23年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者（以下「包括外部監査人」という。）に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

次の表に定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額

基本費用	3,804,000円
執務費用及び実費	<p>執務費用及び実費については、次のとおり算定した金額とし、6,196,000円をもって上限とする。</p> <p>1 執務費用 基本執務費用に外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 基本執務費用 包括外部監査人が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の執務日数に、64,000円を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出及びそのために行った監査の事務の補助の執務日数に当該外部監査人補助者が公認会計士又は弁護士であるときは64,000円を、当該外部監査人補助者が公認会計士補であるときは40,000円をそれぞれ乗じた金額を合算したものとす。</p> <p>2 実費 旅費に關係人出頭費用を加えた金額とする。</p> <p>(1) 旅費 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために出張（包括外部監査人又は外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査又はそのために行った監査の事務の補助のため、和歌山県の法第4条第1項に規定する事務所の所在地（包括外部監査人が主として監査を実施する場所が同項に規定する事務所以外にある場合には、その所在地）を離れて旅行することをいう。以下同じ。）したときの当該出張に要した費用及び外部監査人補助者が監査の結果に関する報告の提出のために行った監査の事務の補助のために出張したときの当該出張に要した費用を非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例（昭和28年和歌山県条例第35号。以下「条例」という。）の例により算定した額とする。</p> <p>(2) 關係人出頭費用 包括外部監査人が、監査の結果に関する報告の提出のために行った監査のために関係人の出頭</p>

を求めたときの当該関係人の出頭に要した費用を条例の例により算定した金額とする。

3 包括外部監査人の氏名及び住所

武田宗久

大阪府河内長野市美加の台六丁目22番14号

4 包括外部監査人に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査結果の報告後、包括外部監査人の請求に基づき支払う。ただし、基本費用については、必要に応じ前金払する。

訓 令

和歌山県訓令第9号

総務部
県税事務所

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税収入事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県税収入事務規程（昭和39年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

- 1 この証明書は、歳入金を直接収納する場合において、納入者の要求があるときは、提示しなければならない。
- 2 この証明書は、上記以外の場合に使用してはならない。
- 3 この証明書は、退職、転任等の場合に直ちに返納しなければならない。
- 4 この証明書を亡失した場合は、遅滞なく所定の手続をしなければならない。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。